# (仮称) 川崎市子ども・子育て支援事業計画 骨子(案)

平成26年●●月 川**崎市** 

# 目 次

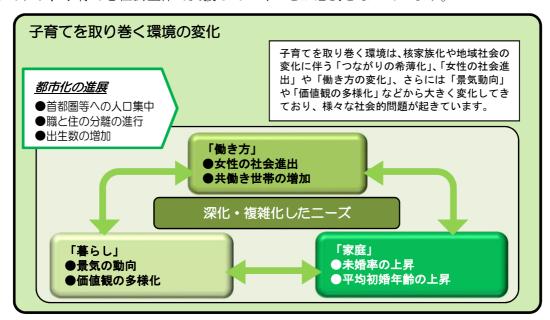
第1章 :	計画の策定にあたって
1	策定の背景と趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2	計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
3	計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
4	計画の対象・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
5	これまでの子ども・子育て支援に向けた取組・・・・・・・・・ 3
第2章 -	子どもと家庭を取り巻く環境の変化
1	子どもをめぐる状況・・・・・・・・・・・・・・ 5
2	川崎市の子どもと家庭の状況・・・・・・・・・・・・・・12
第3章 :	計画の基本方向
1	計画の基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
2	
3	計画の基本目標と施策の展開・・・・・・・・・・・・・・18
第4章	計画の策定に向けて
1	計画骨子の策定について・・・・・・・・・・・・・・・20
2	計画の策定に向けて・・・・・・・・・・・・・・・・・20

# 第1章 計画の策定にあたって

#### 1 策定の背景と趣旨

急速な少子高齢化の進行は、人口構造にアンバランスを生じさせ、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、将来的に社会・経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。

また、核家族化の進行、都市化の進展、就労環境の変化等、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。



このような状況下、国においては、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成させる環境を整備するため平成 15(2003)年に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、次世代育成に向けた取組を進めてきました。さらに平成 22(2010)年 1 月には「子ども・子育てビジョン」が閣議決定され、「子ども・子育て新システム」の検討がはじまり、平成 24(2012)年 8 月には「子ども・子育て関連 3 法」が制定されたところです。

川崎市においては、平成 17 (2005)年3月に『川崎市次世代育成支援対策行動計画 かわさき子ども「夢と未来」プラン』を策定し、平成 17 (2005)年度から 26 (2014)年度までを計画期間として、おおむね 18 歳未満の<u>すべての子どもとその家庭を対象とした次世代育成支援を総合的かつ計画的に推進してきました。</u>

しかしながら、子どもと家庭を取り巻く状況が大きく変化している中、第一義的には「子どもは親、 保護者が育むことが基本」としながらも、地域をあげて社会全体で子ども・子育てを支援する、新し い支えあいの仕組みを構築する必要があります。

#### <子ども・子育て支援新制度への対応>

平成 27(2015)年度からの実施に向け作業が進められている「子ども・子育て支援新制度」においては、急速な少子高齢化の進行や結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状、子育てに対し孤立感や負担感を持つ家庭の増加や、子ども・子育て支援への質・量の不足等に伴う待機児童問題など、子育てをめぐる現状と課題に対して、社会全体による費用負担を行いながら、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」に向けた取組を推進することとなります。

#### 子ども・子育て支援新制度における「子育てをめぐる現状と課題」

- ●急速な少子化の進行
- ●結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状
- ・独身男女の約9割が結婚意志を持っており、希望子ども数も2人以上
- ・家族、地域、雇用など子ども・子育てを取り巻く環境が変化
- ●子ども・子育て支援が量・質ともに不足
- ・家族関係社会支出の対GDP比の低さ
- ●子育ての孤立感と負担感の増加
- ●深刻な待機児童問題
- ●放課後児童クラブの不足「小1の壁」
- ●M字カーブ(30歳代で低い女性の労働力率)
- ●子ども・子育て支援の制度・財源の縦割り
- ●地域の実情に応じた提供対策が不十分

質の高い幼児期の学校教育、保育の 総合的な提供



保育の量的拡大・確保

- 待機児童の解消
- 地域の保育を支援

地域の子ども・子育て支援の充実

# 2 計画の位置付け

この計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画であり、すべての子どもの良質な成育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的として、子ども・子育て支援関連の制度・財源を一元化して新しい仕組みを構築し、「質の高い学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を目指すものです。

さらに、これまで取組を進めてきた次世代育成支援対策推進法に基づく<u>市町村行動計画『かわさき子ども「夢と未来」プラン』についても、計画の基本的な考え方等を継承し</u>、子どもとその家庭に関わる施策を体系化し、<u>保健・医療、福祉、教育、住宅、労働、まちづくり等のさまざまな分野にわた</u>り、総合的な展開を図るものです。

●この計画の策定に先立ち、就学前児童の保護者・就学児童の保護者の子育ての実態や保育・子育て等に関するニーズ、日常生活等の実態を把握し、計画に反映させるため「川崎市子ども・子育てに関する調査」を実施しました。

#### ■調査の概要

目 的	子育ての実態や保育・子育て等に関するニーズ、日常生活等の実態を把握し、 市町村子ども・子育て支援事業計画に反映するための基礎資料とする
実施期間	平成25年9月27日(金)から10月18日(金)まで
調査対象	就学前児童の保護者 15,000件 就学児童の保護者 3,000件
抽出方法	無作為抽出
回収率 ( )内は有効回答者数	就学前児童の保護者46.5%(6,969件)就学児童の保護者44.6%(1,338件)合計46.2%(8,307件)

●計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援に関する学識経験者、地域で子育て支援に関わっている団体の代表、事業主の代表、労働者の代表、子育て中の保護者などで構成する「川崎市子ども・子育て会議」を設置・開催して、本市における子ども・子育て支援のあり方について審議し、その意見を踏まえて策定します。また、計画策定段階において、市民等からのあらゆる視点やより多くの意見・提案をいただけるように、市民等参加の機会を充実するよう努めます。

●この計画は、川崎市次世代育成支援対策行動計画『かわさき子ども「夢と未来」プラン』(~平成 26(2014) 年度) の基本的な考え方を継承します。また、本市の基本方針となる総合計画の策定等とも整合を図りながら、子ども・子育て支援施策を総合的に推進します。

≪子ども・子育て支援の総合的な推進(イメージ)≫



# 3 計画の期間

この計画は、平成 25(2013)年度中に計画骨子を取りまとめ、平成 26(2014)年度中に計画策定、平成 27(2015)年度を初年度とし、平成 31(2019)年度までの5年間を計画期間とします。

平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
計画の策定				計画期間		
夢と未来	:プラン	継承				<u> </u>

# 4 計画の対象

この計画は、おおむね 18 歳未満の全ての子どもとその家庭を対象としていますが、次代の親づくりという視点から、一部の施策については、今後親となる若い世代も対象としています。

#### 5 これまでの子ども・子育て支援に向けた取組

#### (1)『かわさき子ども「夢と未来」プラン』を振り返って

本市では、計画に掲げた次の6つの基本目標に沿って施策を展開してきました。

基本目標 I 子どもの権利を尊重する社会づくり 基本目標 II 家庭の育てる力を支える仕組みづくり 基本目標 II 子育て家庭を支援する地域づくり 基本目標 IV 親と子の心とからだの健康づくり 基本目標 V 子どもが豊かに育つ学びや遊びの場づくり 基本目標 VI 子どもと子育てにやさしいまちづくり

計画に位置付けられた施策の進捗状況の詳細については、本市のホームページ『かわさき子ども「夢と未来」プラン〜川崎市次世代育成支援対策行動計画〜』に掲載しています。

http://www.citv.kawasaki.jp/259/page/0000030147.html

# (2)目標事業量の進捗状況

『かわさき子ども「夢と未来」プラン』では、計画期間内に達成すべき目標事業量を設定しました。その進捗状況は次のとおりです。(後期計画:中間評価)

■ 目標事業量設定事業の一覧

区分					年度実績	平成26年度	達成率			
E /3			位	2 2	2 3	2 4	目標事業量	(%)		
		認可保育所定員	人	14, 675	15, 905	17, 490	18, 605	94. 0		
#	認可	延長保育事業	か所	162	185	205	230	89. 1		
本	保	一時保育事業	か所	32	35	43	39	110. 3		
基 本 目 標	認可保育所	休日保育事業	か所	6	6	6	7	85. 7		
信 Ⅱ	771	夜間保育事業	か所	1	1	1	1	100.0		
	認可外	家庭保育福祉員(保育ママ)	人	69	94	117	95	123. 2		
	乳幼児の	建康支援一時預かり	か所	3	3	3	4	75. 0		
基	地域子育	育て支援センター	か所	48	49	51	51	100.0		
基 本 目 標	ふれあい子育てサポート事業			4	4	4	5	80. 0		
	ショート	トステイ事業	か所	1	2	2	5	40. 0		
Ш	トワイラ	ライトステイ事業	人	2	7	10	10	100.0		
 基 本	<b>七部公旧李牌入本代</b> 事类		か記	113	113	113	113	100.0		
基 本 目 標 V		放課後児童健全育成事業 ※( )内は国庫補助対象			か所	<b>※</b> (86)	<b>※</b> (89)	<b>※</b> (93)	113	100.0
V	<b>*</b>			10, 263	11, 850	12, 167	13, 700	88. 8		

<sup>※</sup> 達成率については、小数点第2位を四捨五入したもの。

# 第2章 子どもと家庭を取り巻く環境の変化

#### 1 子どもをめぐる状況

子ども・子育て支援新制度においては、子育てを巡る状況として、次のような現状と課題があげられています。

#### (1) 急速な少子化の進行

・我が国の年間の出産数は、第1次ベビーブーム期には約270万人、第2次ベビーブーム時には約200万人であったが、昭和50(1975)年に200万人を割り込み、それ以降毎年減少し続けました。 <u>平成3(1991)年以降は、増減を繰り返しながら、緩やかな減少傾向</u>が続き、平成23(2011)年の 出生数は、105万806人と前年から2万498人減少しております。

少子化の進行は、経済面では労働力人口の減少を要因とする経済成長への影響を、社会面では、 人口構造の変化をもたらし、医療・介護・年金などの社会保障制度の維持に影響を与えることが懸 念されています。

#### ■ 出生数 合計特殊出生率 (万人) 300 5 第1次ベビーブーム 第2次ベビーブーム 201(平成23) 年 (1947~49(昭和22~24) 年) (1971~74(昭和46~49) 年) ·出生数 最高の出生数 最高の出生数 1,050,806人 250 2,696,638人 ていのえうす 2,091,983人 ·合計特殊出生率 196億昭和41)年 1.39 1,360,974人 1.57ショック 198乗平成元)年 200 3 合計特殊出生率 2 合計特殊出生率1.57 2005平成17) 年 111 ·出生数 1,062,530人 生 150 ・最低の合計特殊出生率 1.26 粉 100 2.14 1 50 2011(年) 1947 50 55 70 75 85 95 2000 05 60 65 80 90 出典:厚生労働省「人口動態統計」

#### ■出生数及び合計特殊出生率の年次推移

・一方、本市の年間の出生数は、<u>平成 18 (2006) 年以降増加・横ばいの傾向</u>を示しており、平成 23 (2011) 年には 14,544 人となっています。

合計特殊出生率は、1970(昭和 45)年から昭和 55 (1980)年にかけて 2.23 から 1.68 へ大きく低下し、昭和 60 (1985)年には 1.69とやや上昇しましたが、昭和 60 (1985)年から平成 17 (2005)年まで再び低下していました。しかし、平成 18 (2006)年以降上昇傾向に転じるも横ばいが続き、平成 23 (2011)年には 1.34となっています。また、全国平均と比較して 0.05ポイント低くなっています。

# ■出生数及び合計特殊出生率の年次推移(川崎市)



資料:こども本部調べ

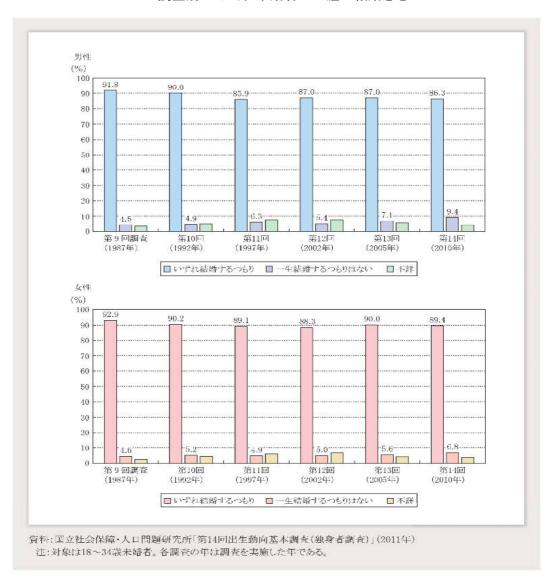
#### (2) 結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状

・国立社会保障・人口問題研究所が実施した『「第14回出生動向基本調査結婚と出産に関する全国調査」平成23(2011)年』の独身者調査によると、いずれは結婚しようと未婚者の割合は、男性86.3%、女性89.4%と依然として高い水準にあります。また、同調査夫婦調査では、夫婦にたずねた理想的な子どもの数(平均理想子ども数)は、2.4人となっております。

しかしながら、長引く不況による就職難や雇用環境の悪化等により、経済的に自立できず、結婚や子どもを持つことができない若者が存在しています。このような状況は、少子化に拍車をかける原因の一つとして懸念されています。

・本市が実施した「川崎市次世代育成支援に関するニーズ調査報告書平成 21 (2009) 年」によると、理想的な子どもの数と実際に持つつもりの子どもの数について調査した結果、理想的な子どもの数を「3人」と回答した人が最も多くなっていますが、実際に持つつもりの子どもの数は「2人」と考えている人が最も多く、理想と実際に持つ子どもの数とに乖離が見られます。

#### ■調査別にみた、未婚者の生涯の結婚意志



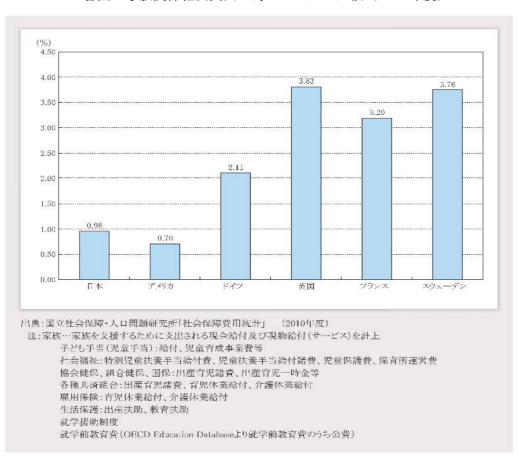
#### ■調査別にみた、平均理想子ども数と平均予定子ども数の推移



# (3) 子ども・子育て支援が質・量ともに不足

・我が国は、欧州諸国に比べて現金給付、現物給付を通じて家族政策全体の財政的な規模が小さいことが指摘されています。家族関係社会支出の対GDP比をみると、我が国は 0.96%(平成 21 年・2009 年)となっており、フランス 3.20%、イギリス 3.83%、スウェーデン 3.76%など、欧州諸国と比しておよそ 3 分の 1 と低い値を示しています。

#### ■各国の家族関係社会支出の対GDP比の比較(2009年度)

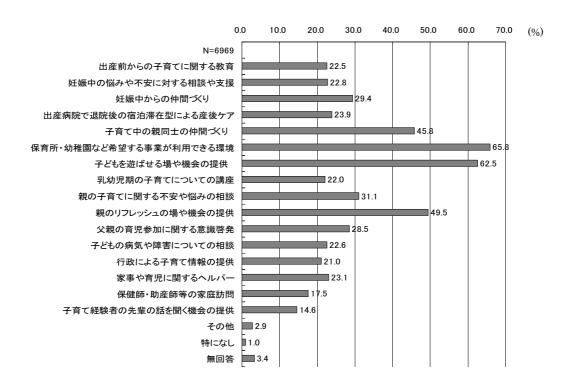


#### (4)子育ての孤立感と負担感の増加

- ・核家族化の進行などにより、乳幼児に接することなく親になるケースが増え、地域との関わりの 希薄さもあいまって、孤立した環境の中で子育てを強いられることから、不安感や負担感を持つ親 も増えています。また、就労する女性が増加しているにもかかわらず、固定的な性別役割分担意識 が依然として根強く残っていることが、子育てや家事に対する母親の負担感を増すとともに、女性 の社会参加を阻む要因となっています。
- ・本市が実施した「川崎市子ども・子育て支援に関する調査報告書 平成 26 (2014) 年」によると、安心して子育てを行うために、あればよいと思うサポートとして、「親の子育てに関する不安や悩みの相談」「子育て中の親同士の仲間づくり」「親のリフレッシュの場や機会の提供」と答えた就学前の子どもを持つ保護者は3割から5割を占める結果となりました。

#### ■安心して子育てを行うために、あればよいと思うサポート

#### <就学前子ども>



資料:川崎市子ども・子育て支援に関する調査報告書 2014 (平成 26) 年

# (5)深刻な待機児童問題

- ・女性の社会進出や働き方の変化による 共働きの増加や核家族世帯の増加、さら に育児休業制度が普及したことなどに 伴い、保育所の利用ニーズも高まってお ります。また、首都圏への人口集中を背 景として、子育て世帯が多く転入するな ど、就学前児童数の増加により深刻な保 育所待機児童問題が起こっています。
- ・本市においても、人口の増加に伴い、 就学前児童数が増えており、子育てを取 り巻く環境の変化や景気の動向、社会動 態の影響、親の意識の多様化など様々な 状況から、認可保育所の利用を希望すら 方が増えております。

### ■保育所待機児童の現状





資料:こども本部調

#### (6) 放課後児童クラブの不足「小1の壁」

- ・共働き家庭において、子どもを保育園から小学校に上げる際、直面する問題を「小1の壁」といいます。保育園では、ある程度遅い時間まで子どもを預かってもらえますが、就学後の学童保育等では通常 18 時で終わってしまうところも多く、保育園よりも預かり時間が短くなってしまうことから、保護者は安全間面でも精神面でも心配が付きまとい、子どもの小学校入学を機に働き方の変更を迫られるワーキングマザーが増加しています。
- ・本市では、放課後における小学生の遊びや体験の場として、小学校1年生から6年生までのすべての子どもを対象とし、市内小学校にわくわくプラザを設置するとともに、保護者の就労等によりお迎えが困難な小学生を対象に、子育て支援・わくわくプラザ事業を実施するなど、小学生の居場所を提供や安全の確保に努めてきました。

#### (7) M字カーブ(30歳代で低い女性の労働力率)

女性の就業者数は、結婚や出産を機にいったん仕事を離れ、その後再び就労する傾向が続いていることから、30歳代女性の就労者数の減少により、女性労働力率は、いわゆる「M字カーブ」型で推移しています。

女性労働力を年齢別にみると、 $25\sim29$ 歳と $45\sim49$ 歳を頂点とし、 $30\sim34$ 歳、 $35\sim39$ 歳を底辺とするM字型を示しています。

#### (%) 90.0 80.0 70.0 60.0 50.0 40.0 30.0 20.0 10.0 0.0 15~19歳 20~24歳 25~29歳 30~34歳 35~39歳 40~44歳 45~49歳 50~54歳 55~59歳 60~64歳 65歳以上 全国 平成22年 78.7 69.4 68.0 72.5 75.8 14.9 15.4 70.4 73.2 63.9 47.5 川崎市 平成22年 61.7 65.4 70.8 17.0 67.6 81.6 67.7 69.5 63.1 48.7 14.7 川崎市 平成17年 19.6 77.5 62.2 57.8 64.4 68.8 65.8 59.4 41.9 13.2 69.4 36.6 13.8 川崎市 平成7年 17.2 72.0 49.5 49.0 57.8 62.4 61.2 53.6 68.2 川崎市 昭和60年 59.6 22.5 51.8 39.5 48.2 58.8 53.9 44.3 31.8 13.2 73.4 ---全国 平成22年 ---川崎市 平成22年 ---川崎市 平成17年 ---川崎市 平成7年 ---川崎市 昭和60年

■年齢別女性労働力率の推移

資料:総務省「国勢調査報告」(各年10月1日)

・本市では、昭和60 (1985) 年以降の推移をみると、15~19歳、20~24歳及び65歳以上を除くすべての階級で労働力率が上昇しており、昭和60 (1985) 年に比べて、平成22 (2010) 年では25~29歳が29.8ポイント、30~34歳が28.2ポイント上昇しています。

また、平成22(2010)年について、25~29歳を除き全体的に全国のポイントを下回っており、特徴として、25~29歳の労働力率は全国を上回っていますが、30~34歳の労働力率は全国を下回っており、この期間に仕事を離れる女性が特に多くなっています。

#### (8) 子育て支援の制度・財源の縦割り

子育て支援に関する制度は、国の推進体制及び財源がその制度ごとにバラバラなため、体制の一元化と、財源を給付・事業に応じて一元化することが求められています。

# (9) 地域の実情に応じた提供対策が不十分

子ども・子育て支援は、その地域の実情に応じて、すべての子ども・子育て家庭を対象とした事業の実施が必要であることから、それらを的確に捉えた提供対策が求められています。

### 2 川崎市の子どもと家庭の状況

#### (1) 川崎市の人口・世帯の状況

#### ア 人口

本市の人口は、昭和 45(1970)年以降一貫して増加しており、平成 21(2009)年 4 月には 140 万人 を超え、平成 25(2013)年 10 月 1 日現在 1,448,196 人となっています。

年齢 3 区分別人口の推移をみると、15 歳未満の年少人口は、昭和 51(1976)年の 251,253 人をピークに平成 12(2000)年まで減少していましたが、その後は増加しており、平成 25(2013)年 10 月 1 日現在 188,019 人となっています。15 歳~64 歳の生産年齢人口及び 6 5 歳以上の老年人口は、昭和 45(1970)年以降一貫して増加しています。

#### ■人口3区分の人口推移と構成割合

		年齢3区分の	の人口推移	(人)		構成割合			
(年)	年少人口 (0~14歳)	生産年齢人口 (15~64歳)	老年人口 (65 歳以上)	総数(1)	(年)	年少人口 (0~14歳)	生産年齢人口 (15~64歳)	老年人口 (65歳以上)	
昭和 45 年	225, 034	715, 726	32, 716	973, 476	昭和 45 年	23. 1%	73. 5%	3.4%	
昭和 50 年	244, 704	726, 056	43, 432	1, 014, 951	昭和 50 年	24. 1%	71.5%	4. 3%	
昭和 55 年	238, 647	743, 092	58, 238	1, 040, 802	昭和 55 年	22. 9%	71.4%	5.6%	
昭和 60 年	219, 529	794, 913	74, 060	1, 088, 624	昭和 60 年	20. 2%	73. 0%	6.8%	
平成2年	193, 536	883, 707	93, 798	1, 173, 603	平成2年	16.5%	75. 3%	8.0%	
平成7年	173, 707	907, 801	120, 373	1, 202, 820	平成7年	14. 4%	75. 5%	10.0%	
平成 12 年	170, 670	923, 655	154, 704	1, 249, 905	平成 12 年	13. 7%	73. 9%	12. 4%	
平成 17 年	174, 264	957, 712	194, 176	1, 327, 011	平成 17 年	13.1%	72. 2%	14.6%	
平成 22 年	185, 571	988, 540	237, 298	1, 425, 512	平成 22 年	13.1%	70.0%	16.8%	
平成 23 年	186, 166	989, 158	241, 346	1, 430, 773	平成 23 年	13.1%	69.8%	17. 0%	
平成 24 年	187, 135	986, 038	251, 888	1, 439, 164	平成 24 年	13. 1%	69. 2%	17. 7%	
平成 25 年	188, 019	983, 224	262, 850	1, 488, 196	平成 25 年	13.1%	68.6%	18. 3%	

注(1)総数には「年齢不詳」を含む。 注(2)構成割合は「年齢不詳」を除いて算出

### イ 人口動態

出生数は、平成 18(2006)年以降増加・横ばいの傾向を示しており、平成 23(2011)年には 14,545 人となっています。また、出生率(人口 1,000 人に対する出生数)については、平成 23(2011)年には 10.0 となっており、19 政令指定都市(熊本市を除く)の中では最も高い数値となっています。

#### ウ 婚姻・出産年齢の動向

#### 平均初婚年齡

平均初婚年齢は年々上昇しており、晩婚化が進行しています。昭和50(1975)年に夫が27.3歳、妻が25.0歳であったものが、平成23(2011)年には夫が31.5歳、妻が29.8歳となっており、この35年間に夫が4.2歳、妻が4.8歳それぞれ上昇しています。また、全国平均と比べると、夫・妻とも0.8歳それぞれ高くなっています。

#### 未婚率

未婚率は、近年増加傾向にありましたが、平成22(2010)年において、男性の30歳~34歳が減少しました。また、25歳~29歳、35歳~39歳においてもやや減少傾向にあります。

女性の場合、20歳代後半から30歳代前半を中心にして全体的に上昇していますが、増加率にや や落ち着きがみられます。特に男性の30歳~34歳、女性の25歳~29歳については、昭和50(1975) 年にそれぞれ22.1%、22.2%であったものが、平成22(2010)年にはそれぞれ48.1%、63.5%と大 きく上昇しています。また、生涯未婚率をみると、男性は23.4%、女性は12.7%となっており、 晩婚化に加えて、非婚化(生涯結婚しない人の増加)も進んでいます。

#### 平均出産年齢

晩婚化・未婚化の進行に伴い、出産年齢も上昇しています。第1子出産平均年齢は年々上昇傾向にありますが、平成23(2011)年には31.5歳と平成17(2005)年からは横ばい状況にあります。 総出産平均年齢も平成23年には32.4歳であり、平成2(1990)年と比較して3.5歳上昇しています。

#### エ 子どものいる世帯の状況

子どものいる一般世帯数は子どもの人口の減少に伴い減少傾向にありましたが、平成17(2005) 年以降増加しています。しかし、子どものいる一般世帯の割合でみると、昭和50(1975)年では 50.5%と約2世帯に1世帯の割合に対し、平成22(2010)年には20.9%と約5世帯に1世代が子ど ものいる世帯という状況になっています。

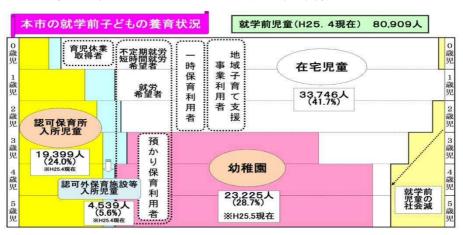
#### (世帯) (%) 180,000 60 159.258 157,494 153,317 160,000 142,085 50 137,808 140,000 50.5 126,746 126,299 124,969 46.5 120 000 40 100,000 38.1 30 30.7 80,000 25.2 23.1 60,000 21.4 20.9 86,108 40,000 69.986 63,015 60.892 57,606 54,322 57,929 58,788 10 20,000 0 平成2 平成7 ■ 18歳未満親族のいる一般世帯 昭和50 昭和55 昭和60 平成12 平成17 平成22 (年) □ 6歳未満親族のいる一般世帯 →□ 子どものいる一般世帯の割合 (注)昭和50年~昭和55年は普通世帯数である。

■子どものいる一般世帯数の推移

資料:総務省「国勢調査報告」(各年 10 月 1 日)

#### オ 子どもの日中の状況

本市の就学前子どもの養育状況は、認可保育所に 24.0%、認可外保育施設等に 5.6%、幼稚園に 28.7%となっており、それ以外の 41.7%の子どもが在宅等で養育される子どもとなっています。



資料:こども本部調べ

#### (2) 働く女性の状況

#### ア 女性の就業者数

女性の就業者数は、平成 22(2010)年 10 月 1 日現在 256,735 人を数え、就業者全体の 40.2% を占めています。また、昭和 45(1970)年と比べると、101,263 人、65.1%増加しており、この間の 男性就業者の増加率 (11.2%) を大幅に上回っています。

# ■男女別就業者の推移



(うち女性の割合推移)

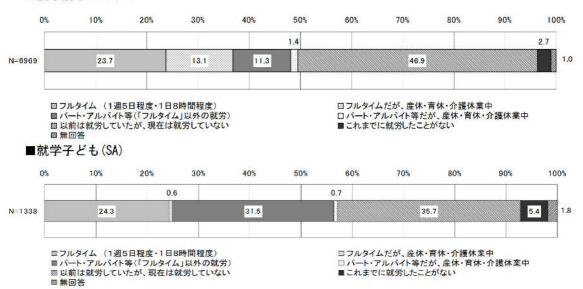
年	昭和 45	昭和 50	昭和 55	昭和 60	平成 2	平成 7	平成 12	平成 17	平成 22
割合(%)	31. 2	29. 7	31.8	33. 3	34. 1	35. 1	36. 6	38. 0	40. 2

資料:総務省「国勢調査報告」(各年10月1日)

#### イ 母親の就労状況

母親の就労状況について、「川崎市子ども・子育て支援に関する調査報告書 平成 26(2014)年」によると、産休・育休等休業中を含めフルタイムは、就学前子ども 36.8%、就学子ども 24.9%であり、パート・アルバイト等の就労は、就学前子ども 12.7%、就学子ども 32.2%と就学子どもでパート・アルバイト等の就労が多くなっています。

#### ■就学前子ども(SA)



資料:川崎市子ども・子育て支援に関する調査報告書 平成26(2014)年

# 第3章 計画の基本方向

#### 1 計画の基本理念

本計画においては、本市の子ども・子育て支援を推進するにあたり、川崎市が目指すべき都市像(基本理念)として次のとおり掲げます。



# 子どもたちの笑顔があふれるまち・かわさき

本市では、これまで、次代を担う子どもが自分らしく健やかに成長していくための環境づくりや、 将来親になる世代が希望を持って子どもを産み育てることのできる環境づくりを社会全体で推進して いくことを目指して、総合的に子ども・子育て支援を推進してきました。

この計画においては、「子どもたちの笑顔があふれるまち・かわさき」を基本理念に掲げ、本市の子ども・子育て支援を推進することとします。

#### 2 計画の基本的視点

本市では次世代育成支援対策推進法に基づく『川崎市次世代育成支援対策行動計画 かわさき子ども「夢と未来」プラン』を策定し、すべての子どもとその家庭を対象とした次世代育成支援を総合的かつ計画的に推進してきました。

子どもと家庭を取り巻く状況が大きく変化している中、地域をあげて社会全体で子ども・子育てを 支援する、新しい支えあいの仕組みを構築する必要があります。

この計画の推進にあたっては、これまで次世代育成支援の推進に向け取り組んできた『川崎市次世代育成支援対策行動計画 かわさき子ども「夢と未来」プラン』の計画の基本方向を踏まえ、以下の8つを基本的視点とし、「子ども・子育て支援新制度」における「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指します。

- ① 一人ひとりの子どもを尊重する視点

② 次代の親を育む視点

- ③ 親育ちの過程を支援する視点
- ④ 地域社会全体で子ども・子育てを支援する視点
- ⑤ 「ワーク・ライフ・バランス」を実現する視点
- ⑥ 全ての子どもと家庭を支援する視点
- ⑦ 子ども・子育て支援の量・質両面を充実する視点
- 8 地域の実情に応じた視点

#### ① 一人ひとりの子どもを尊重する視点

川崎市では、全国に先駆けて「川崎市子どもの権利に関する条例」(以下「子どもの権利条例」という。)を制定し、子どもの権利保障に取り組んできました。「子どもの権利条例」の趣旨を踏まえ、子ども一人ひとりを権利の主体とするとともに、その権利が十分保障されるよう施策を推進します。特に支援を必要とする子どもに対しては、その権利が十分保障されるよう配慮します。

#### ② 次代の親を育む視点

全ての子どもの健やかな育ちを保障していくためには、乳児、幼児、学童期などの特性を踏まえ、 発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援が提供されるとともに、子どもは次代の親と なるという認識のもと、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、教育・保 健・福祉・雇用等のあらゆる分野にわたる総合的な支援が行えるよう取組を進めます。

#### ③ 親育ちの過程を支援する視点

子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感などを和らげることを通じて、親として成長し、保護者が子育てについての責任を果たすことや子育ての権利を享受することができるようにするための支援を進めます。

### ④ 地域社会全体で子ども・子育てを支援する視点

子育ての第一義的な責任は保護者にありますが、一方で「子どもは社会の宝」であり、子育ては 家庭のみならず、広く社会全体で支えていくことが必要です。

そのためには、子ども・子育て支援は広く社会全体で取り組むべき課題であるという意識の醸成とともに、家庭、地域社会、企業、行政がそれぞれの役割のもとで協働して子ども・子育て支援を進めるための仕組みづくりを推進します。

#### ⑤ 「ワーク・ライフ・バランス」を実現する視点

仕事と生活の調和の実現については、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」と「仕事と生活の調和推進のための行動指針」において、労使を始め全ての者が積極的に取り組むこと、国や地方自治体が支援すること等により、社会全体の運動として広げていくことが必要とされています。

子育て世代の男性の長時間労働や出産に伴う女性の厳しい就労継続の現状を踏まえ、働く男女の 職業生活と家庭生活との両立に向けた取組を進めます。

#### ⑥ 全ての子どもと家庭を支援する視点

一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障するため、障害、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもと子育て家庭を支援します。

#### ⑦ 子ども・子育て支援の量・質両面を充実する視点

全ての子どもと子育て家庭を対象として、利用の現状や利用希望の実情などを踏まえ、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を量・質両面にわたり充実していくための取組を計画的に進めます。

#### ⑧ 地域の実情に応じた視点

地理的な特性、人口・産業構造、社会的資源の状況等によって、川崎市の中でも多様な地域が存

在しています。そのため、子ども・子育て支援のさらなる充実を図るためには、社会資源の活用など、地域の特性に応じた取組を効果的に推進します。

#### 3 計画の基本目標と施策の展開

これまで、本市では『次世代育成支援対策行動計画 かわさき子ども「夢と未来」プラン』の基本方向を受け、この計画の基本理念の実現に向け、基本目標を据えるとともに施策の方向に沿った総合的な施策を展開してきました。

しかしながら、子どもと子育てを取り巻く状況が大きく変化している中、「家族や親が子育てを担う」、 そしてそれを、「社会全体で子育てを支える」「子どもと子育てを応援する社会」を実現することが、 今まさに、取り組むべき喫緊の課題となっています。

この計画では、これまで進めてきた『かわさき子ども「夢と未来」プラン』の考え方を継承しつつ、「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」を踏まえ、次の基本目標を掲げ、計画の推進を図ります。

#### ◆基本目標

基本理念を実現するために、『かわさき子ども「夢と未来」プラン』の基本目標を踏まえ、次の6つを基本目標に据え、総合的に施策を展開します。

基本目標 I 子どもの権利を尊重する社会の推進

基本目標Ⅱ 安心して子育てできる社会の仕組みの構築

基本目標皿 子育て家庭を支える地域の環境の充実

基本目標Ⅳ 質の高い教育・保育の総合的な提供

基本目標 V 子どもの健やかな成長に向けた総合的な支援

基本目標VI 子どもと子育てにやさしい環境の整備

# 〈基本目標〉

# 基本目標

# ●子どもの権利を尊重する社会の推進

「子どもの権利条例」について学ぶ機会の充実 や子どもが主体的に参加できるまちづくりの推 進、子どもの権利を守るための取組を進めます。 子どもの権利や子どもの権利条例 の普及・啓発を強化して、子ども の権利の尊重や子どもが主体的に 参加できるまちづくりを進めま す。

#### 基本目標 II

# ●安心して子育てできる社会の仕組みの構築

男女が互いによきパートナーとして共に家事・育児を担うことの環境づくりに向けた取組を 進めるとともに、子育て家庭の経済的負担を軽減 するための支援を行います。 男女がともに支えあいながら子育 てができるよう男女共同参画の意 識醸成の促進や仕事と家庭のバラ ンスがとれた生活が送れるよう取 組を進めます。また、子育て家庭 の経済的負担の軽減を図ります。

### 基本目標 III

# ●子育て家庭を支える地域の環境の充実

地域全体で子育てを支えていくために、地域の 社会資源(場・人材)を発掘し、育成を図るとと もに、相互の連携強化など、地域のネットワーク づくりを推進し、子育てをしやすい地域環境の整 備を図ります。 子育て支援拠点としての区役所を中心に、地域の社会資源を発掘・育成します。また、それら社会資源の連携・強化を図り、地域における子育て支援のネットワークづくりの推進や子育てしやすい地域環境の整備を図ります。

#### 基本目標 IV

# ●質の高い教育・保育の総合的な提供

質の高い教育・保育の総合的な提供を図り、すべての子どもが質の高い幼児期の生活環境を維持できるよう、取組を推進するとともに、確かな学力の育成を図るための取組の推進、地域の教育力を活かした特色ある学校づくりを推進します。また、利用者の個々のニーズに応じた、きめ細やかな情報提供を図ります。

すべての子どもが質の高い幼児期の生活環境を維持できるよう、「質の高い教育・保育の総合的な法で、「保育の量的拡大・確保」を図ります。また、幼児・学校教育の充実や家庭・地域の教育力のさいた取組を進めます。さらにサービス利用者のニーズに応じたきめ細やかな支援を図ります。

#### 基本目標 V

#### ●子どもの健やかな成長に向けた総合的な支援

次代を担う子どもが心身ともに健やかに生まれ育つために、妊娠・出産、乳幼児から学齢児、思春期までの一貫した体系のもとに、子どもの成長と発達を総合的に支援します。また、増加する児童虐待の対応の強化や、保護・支援を必要とする子どもと家庭への支援体制の充実を図ります。

親と子の健康づくりの推進や遊び や体験を通じた子ども健やかな育 成と若者の社会参加に向けた支援 を図ります。また、社会的養護を 必要とする子どもや家庭への相談 支援体制の充実や障害のある子ど もと家庭への支援の充実を図ります。

#### 基本目標 VI

### ●子どもと子育てにやさしい環境の整備

子どもを安心して生み育てるための住環境、道路・交通環境等の整備や、子どもの安全を確保するための交通安全教育や犯罪の未然防止の取組を進めます。

子育て世帯が安全でゆとりある住環境の中で生活できるよう取組を推進します。安全・安心して外出できるまちづくりの推進や子どもの安全の確保に向けた取組の充実を図ります。

# 第4章 計画の策定に向けて

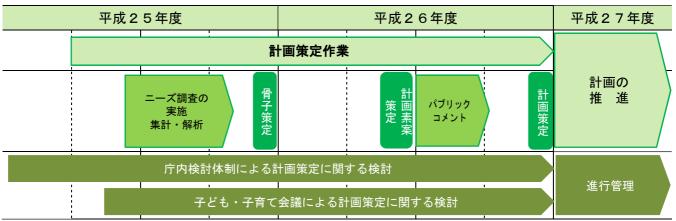
#### 1 計画骨子の策定について

(仮称) 川崎市子ども・子育て支援事業計画では、「すべての子どもの良質な成育環境を保障し、子ども子育て家庭を社会全体で支援すること」を目的としております。

同計画の策定にあたっては、平成25(2013)年度中に、計画の趣旨や目的、基本方向などを示した「(仮称) 川崎市子ども・子育て支援事業計画 骨子」を取りまとめ、これを基に平成26(2014)年度中の計画の策定を目指します。

今後におきましては、庁内における計画検討体制とともに、子ども・子育て支援法の規定に基づき、「有識者」、「事業主代表」、「労働者代表」、「子育て当事者」、「子育て支援従事者」等から成る川崎市子ども・子育て会議等において御意見をいただきながら、同計画策定に向けた検討を進めます。

# ≪計画策定に向けたスケジュール(イメージ)≫



#### 2 計画の策定に向けて

本市では、これまで、『かわさき子ども「夢と未来」プラン』などに基づき、子どもとその家庭に関わる施策を体系化し、保健・医療、福祉、教育、住宅、労働、まちづくり等のさまざまな分野にわたり、総合的な子ども・子育て支援の推進と、その展開を図ってきました。

さらに、この計画においては、これまでの取組に加え、子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画として、子ども・子育て支援関連の制度・財源を一元化して新しい仕組みを構築し、「質の高い学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を目指すものです。

計画の策定にあたっては、本骨子の中に示した「基本理念」、「基本的視点」、「基本目標」を基に、子ども・子育て支援のさらなる充実に向けた取組について、具体的な検討を進めます。